

Office 365 from NTT Communications 利用規約 新旧対応表

～2020年9月8日

2020年9月9日～

第6条 本規約に基づき提供されるサービスは次のとおりとします。

第6条 本規約に基づき提供されるサービスは次のとおりとします。

4 付 加 サ ー ビ ス	<p>料金表第1表 表4に定義される、以下のオプションメニューの総称。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. DNS サービス (提供元事業者: 当社) 2. Active! vault (提供元事業者: 株式会社クオリティア) 3. Active! gate (提供元事業者: 株式会社クオリティア) 4. ネクストセット (提供元事業者: 株式会社ネクストセット) 5. HENNGE One (提供元事業者: HENNGE 株式会社) 6. RODEM (提供元事業者: 株式会社ヴァル研究所) 7. CloudGate UNO (提供元事業者: 株式会社インターナショナルシステムリサーチ) 8. クラウドバックアップ (提供元事業者: SkyKick, Inc.) 9. メールプロテクション (提供元事業者: 株式会社インターネットイニシアティブ、キヤノン IT ソリューションズ株式会社)
---------------------------------	---

4 付 加 サ ー ビ ス	<p>料金表第1表 表4に定義される、以下のオプションメニューの総称。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. DNS サービス (提供元事業者: 当社) 2. Active! vault (提供元事業者: 株式会社クオリティア) 3. Active! gate (提供元事業者: 株式会社クオリティア) 4. ネクストセット (提供元事業者: 株式会社ネクストセット) 5. HENNGE One (提供元事業者: HENNGE 株式会社) 6. RODEM (提供元事業者: 株式会社ヴァル研究所) 7. CloudGate UNO (提供元事業者: 株式会社インターナショナルシステムリサーチ) 8. クラウドバックアップ (提供元事業者: SkyKick, Inc.) 9. メールプロテクション (提供元事業者: 株式会社インターネットイニシアティブ、キヤノン IT ソリューションズ株式会社) 10. Azure AD 連携 (提供元事業者: 当社)
7 Azure AD 連 携 オ プ シ ョ ン	<p>契約者の Active Directory と対象サービスの Azure Active Directory を連携することで、ユーザーの自動プロビジョニング、及びシングルサインオンを実現するサービス。</p> <p>なお、Azure AD 連携オプションを基本サービスとし、以下3つの付加オプションにて構成され、申込者によって別途申込みが行われた場合にのみ提供される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Box over VPN SSO 設定オプション: 当社の提供する「Box over VPN」の SAML 機能を利用し、対象サービスからのユーザーの自動プロビジョニング、及びシングルサインオンを可能とする設定を行うサービス。(以下「BOX SSO 設定オプション」と言います。) ② Salesforce over VPN SSO 設定オプション: 当社の提供する「Salesforce over VPN」の SAML 機能を利用し、対象サービスからのユーザーの自動プロビジョニング、及びシングルサインオンを可能とする設定を行うサービス。(以下「Salesforce SSO 設定オプション」と言います。) ③ 認証制御支援オプション: 契約者の要望に基づき、多要素認証、デバイス制御、グループ及び場所以に基づいた条件付きアクセス設定等を行うサービス。

<p>右の第7条を新たに追加</p>	<p>(Azure AD 連携オプションの提供条件)</p> <p>第7条</p> <p>当社は、本規定の申込者又は契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、Azure AD 連携オプションを提供します。</p> <p>(1) Azure AD 連携オプションの開通工事を行う時点で、契約者は対象サービス等の申込、開通工事等を完了し、利用可能な状態となっていること。</p> <p>(2) Azure AD 連携オプションの開通工事を行う時点で、サービス提供条件書に記載する設定作業に必要な情報や環境が用意されていること。</p> <p>(3) BOX SSO設定オプション、及びSalesforce SSO設定オプションにおいては、それぞれの開通工事を行う時点で、契約者は当社の提供する「Box over VPN」及び、「Salesforce over VPN」の申込、開通工事等を完了し、利用可能な状態となっていること。</p>
<p>(契約者による本サービスの契約内容の変更)</p> <p>第10条</p> <p>1 契約者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容などを当社所定の方法により当社に申し込むものとします。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（本サービスの契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>(契約者による本サービスの契約内容の変更)</p> <p>第11条</p> <p>1 契約者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容などを当社所定の方法により当社に申し込むものとします。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（本サービスの契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>

(責任の制限)

第28条

1 本サービス（AD連携サービスを除きます。）の利用により契約者に生じた損害については、別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程等の条件が適用されるものとします。

2 当社は、AD連携サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益及び派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無又は予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

3 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該サービスに係る月額上限料金又は月額定額料金（料金表の利用料金のうち、当該サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

4 当社の故意又は重大な過失により当該サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

5 前3項にかかわらず、マイクロソフト社の責に起因して、AD連携サービスの利用により契約者に生じた損害については、別記に定めるマイクロソフトの規程等が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。

6 本条の規定は、当社が提供するサービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。

(責任の制限)

第29条

1 本サービス（AD 連携サービス及びAzure AD 連携オプションを除きます。）の利用により契約者に生じた損害については、別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程等の条件（が適用されるもの）とします。

2 当社は、AD 連携サービス及びAzure AD 連携オプションを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益及び派生損害等を除く通常の損害に

限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無又は予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

3 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該サービスに係る月額上限料金又は月額定額料金（料金表の利用料金のうち、当該サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

4 当社の故意又は重大な過失により当該サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

5 前3項にかかわらず、マイクロソフト社の責に起因して、AD 連携サービス及びAzure AD 連携オプションの利用により契約者に生じた損害については、別記に定めるマイクロソフトの規程等が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。

6 本条の規定は、当社が提供するサービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。

1. 提供プラン一覧表

に右の標記を追加

2. 提供プラン一覧表

表 1. 企業向けプラン

プラン	月額料金/ID	特記事項
Microsoft 365 Business Voice (without calling plan)	870 円 (税込 957 円)	*2
Microsoft Defender Advanced Threat Protection	570 円 (税込 627 円)	
Remote Work Starter Plan	399 円 (税込 438 円)	*2
Office 365 A1 for faculty (for Device)	0 円	*8
Office 365 A1 for students (for Device)	0 円	*8
Microsoft 365 Education GIGA Promo	2,760 円 (税込 3,036 円)	*8

*8 : 6年間利用可能。延長不可。

表 3. 付加サービス料金

に右の標記を追加

表 3. 付加サービス料金

分類	付加サービス名称	購入単位	月額料金	最低利用期間*16	特記事項
Azure AD 連携	AzureAD 連携オプション	1 契約毎	200,000 円 (税込 220,000 円)	1 年間	*20

*20 : お申し込み時に『半年間無料試用の適用』を『利用する』にされたお客様は、半年間無料となります。無料期間終了後は自動で課金が始まります。

第2表 工事に関する費用

に右の標記を追加

第2表 工事に関する費用

1. 適用

工事費については、施工した工事に係る費用を合計して算定します。（但し、当社理由によるものを除きます。）

Azure AD 連携	Box over VPN SSO 設定オプシ ョン	SSO 連携設定支援	100,000 円 (税込 110,000 円) / 契約	*26
	Salesforce over VPN SSO 設定オ プション	SSO 連携設定支援	100,000 円 (税込 110,000 円) / 契約	*26
	認証制御支援オ プション	認証制御設定支援	個別見積	*27

*26 : Azure AD 連携オプションをご利用いただくことが前提となります。また、SSO 設定先 SaaS を新規でお申し込みの場合、別途 SaaS 利用料金がかかります。

*27 : Azure AD 連携オプションをご利用いただくことが前提となります。当社の担当者による個別ヒアリングにより、お見積りを作成いたします。